

# 定住促進新築住宅建設補助金

平成 30 年 5 月 25 日

六戸町では、良質な住宅取得を促進するため、六戸町内に**定住を目的として新築住宅の建設を行う者**に対し、住宅建設費の一部を予算の範囲内で補助します。

## 1 補助金の額

住宅建設費の3% (限度額50万円)

※住宅建設費とは**建物本体の工事費**または**取得費**をいい、土地購入費用、外構工事等の付帯工事費及び浄化槽設置費用を除きます。

若者夫婦(いずれも40歳未満)の場合は10万円を加算

補助金の交付は、交付対象者につき 1 回限りです。

## 2 交付対象となる者(いずれにも該当すること)

新築住宅に**住民登録**していること

**3年以上**継続して定住する意思があること

世帯全員に町税・その他の納付金の**滞納がないこと** (町外転入者は除く)

**町内会**に加入していること(未組織区域は除く)

## 3 交付対象の新築住宅(いずれにも該当すること)

専用住宅又は併用住宅

玄関、居室、便所、風呂及び台所を備え、床面積が50㎡以上  
併用住宅の場合は、店舗の床面積を除いた住宅部分の床面積が50㎡以上

国土交通省平成25年度住宅の省エネルギー基準断熱等性能等級又は、一次エネルギー消費量等級のいずれかが**4以上の省エネ性能**

※**省エネ性能**を証する書類として、第三者機関による証明書の必要はありません。  
但し、計算ソフトを用いて算出した資料(外皮計算など)を添付してください。

※モデルハウスについては、建設工事の完了の日から起算して1年を経過したもの除き、建設とは、建築又は売買による取得をいいます。

## 4 申請時期

住宅建設後**3ヶ月以内**に申請すること

## 5 期 間

平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年間

## 6必要書類

- 補助金交付申請書(様式第1号)(備考欄に職業・所在地記入)
- 世帯全員の住民票
- 前年度分の町税の納税証明書(世帯全員分)(町外転入者は不要)
- 建築確認図面(位置図、平面図)
- 建築確認検査済証の写し
- 省エネ性能書類の写し
- 住宅の建設を証する書類(建築請負契約書又は売買契約書)
- 内訳書等の写し(補助対象工事費を積算するため)
- 完成引渡書(任意の様式)
- 定住確約書(様式第2号)
- 町内会加入証明書(様式第3号)
- 国の助成申請に関する申告書(様式第4号)
- その他町長が必要と認める書類

申請後の手続き

## 7交付の決定

- 書類審査後、約2週間で通知

六戸町

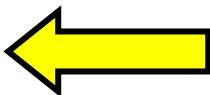


申請者

## 8補助金の請求及び実績報告

- 請求書兼実績報告書補助金(様式第6号)
- 新築住宅の登記事項証明書(原本)又は資産証明書
- 新築住宅の完成写真(東西南北4方向)※少なくとも正面2方向
- 口座振替申込書

六戸町



申請者

## 9補助金の確定

- 書類審査後、約1週間で通知

六戸町



申請者

## 10 補助金振込

- 補助金確定通知後、約3週間で振込

六戸町



申請者